

一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文
 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進 （第三条 第七条）</p> <p>第三章 防災街区整備地区計画等</p> <p>第一節 防災街区整備地区計画（第八条 第十四条）</p> <p>第二節 防災街区整備権利移転等促進計画（第十五条）</p> <p>第三節 防災街区計画整備組合（第十六条 第二十三条）</p> <p>第四章 防災街区整備事業</p> <p>第一節 総則（第二十四条）</p> <p>第二節 施行者</p> <p>第一款 総則（第二十五条・第二十六条）</p> <p>第二款 個人施行者（第二十七条）</p> <p>第三款 防災街区整備事業組合（第二十八条 第三十条）</p> <p>第四款 事業会社（第三十一条）</p> <p>第五款 地方公共団体及び都市基盤整備公団等（第三十二条）</p> <p>第三節 防災街区整備事業の施行</p> <p>第一款 測量、調査等（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第二款 権利変換手続（第三十五条 第四十八条）</p> <p>第三款 費用の負担（第四十九条）</p> <p>第四款 雑則（第五十条 第五十三条）</p>	

第五章 防災都市施設の整備のための特別の措置（第五十四条 第五十七条）

第六章 防災街区整備推進機構（第五十八条・第五十九条）

第七章 雑則（第六十条・第六十一条）

附則

第一章 総則

（防災公共施設）

第一条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「法」という。）（第二条第四号の政令で定める公共施設は、緑地、広場その他の公共空地（公園を除く。）とする。）

（公共施設）

第二条 法第二条第十号の政令で定める公共の用に供する施設は、緑地、広場その他の公共空地（公園を除く。）並びに下水道、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設とする。

第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第三条 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「法」という。）（第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関し

必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 (略)

第四条～第七条 (略)

第三章 防災街区整備地区計画等

第一節 防災街区整備地区計画

(法第三十二条第二項第三号の政令で定める施設)

第八条 法第三十二条第二項第三号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

第九条～第十二条 (略)

(法第三十三条第一項第四号の政令で定める都市計画事業としての施行として行う行為に準ずる行為)

第十三条 法第三十三条第一項第四号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、次に掲げるもの(都市計画事業の施行として行うものを除く。)とする。

- 一 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

二 防災街区整備事業の施行として行う行為

三 土地区画整理事業の施行として行う行為

て、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 (略)

第二条～第五条 (略)

(法第三十二条第二項第二号及び第三号の政令で定める施設)

第六条 法第三十二条第二項第二号及び第三号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

第七条～第十条 (略)

(法第三十三条第一項第四号の政令で定める都市計画事業としての施行として行う行為に準ずる行為)

第十一条 法第三十三条第一項第四号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、次に掲げるもの(都市計画事業の施行として行うものを除く。)とする。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(第十六条において「土地区画整理事業」という。)の施行

四・五 (略)

(法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為)

第十四条 法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で防災街区整備地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、当該行為に係る建築物等の用途上又は構造上これを行うことがやむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画

第十五条 (略)

第三節 防災街区計画整備組合

(法第四十五条第二項第一号の政令で定める者)

第十六条 法第四十五条第二項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一・二 (略)
- 三 第二号に掲げる者のほか、その資力及び信用からみて当該土地に促進地区内防災街区整備地区計画に適合する耐火建築物又は準耐火建築物を建築することが確実にであると認められる者

行として行う行為

三・四 (略)

(法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為)

第十二条 法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 都市計画法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で防災街区整備地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、当該行為に係る建築物等の用途上又は構造上これを行うことがやむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

第十三条 (略)

(法第四十五条第二項第一号の政令で定める者)

第十四条 法第四十五条第二項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一・二 (略)
- 三 第二号に掲げる者のほか、その資力及び信用からみて当該土地に特定防災街区整備地区計画に適合する耐火建築物又は準耐火建築物を建築することが確実にであると認められる者

（法第六章の規定の適用についての読替規定）

第十七条 法第四十五条の二第一項の規定による法第六章の規定の適用については、法第二百二十六条第一項（法第二百二十九条第二項及び第二百四十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）中「その者」とあるのは「計画整備組合の組合員」と、「認可を申請しようとする者に」とあるのは「計画整備組合の組合員」とする。

（土地区画整理法の規定の適用についての読替規定）

第十八条 法第四十六条第一項の規定による土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）の規定の適用については、同法第八条第一項（同法第十条第三項、第八十八条第一項及び第九十七条第二項において準用する場合を含む。）中「その者」とあるのは「防災街区計画整備組合の組合員」と、「認可を申請しようとする者に」とあるのは「防災街区計画整備組合の組合員」と、同法第九十八条第三項中「施行者に」とあるのは「防災街区計画整備組合の組合員」とする。

（土地区画整理法施行令の規定の適用についての読替規定）

第十九条 防災街区計画整備組合（以下「計画整備組合」という。）が法第四十六条第一項の規定により法第四十五条第一項に掲げる事業を土地区画整理事業として行う場合の土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第七十三条第四号の規定の適用については、同号中「施行者に対抗する」とあるのは、「防災街区計画整備組合の組合員に対抗する」とする。

（都市再開発法の規定の適用についての読替規定）

（土地区画整理法の規定の適用についての読替規定）

第十五条 法第四十六条第一項の規定による土地区画整理法の規定の適用については、同法第八条第一項（同法第十条第三項、第八十八条第一項及び第九十七条第二項において準用する場合を含む。）中「その者」とあるのは「防災街区整備組合の組合員」と、「認可を申請しようとする者に」とあるのは「防災街区整備組合の組合員」と、同法第九十八条第三項中「施行者に」とあるのは「防災街区整備組合の組合員」とする。

（土地区画整理法施行令の規定の適用についての読替規定）

第十六条 防災街区整備組合（以下「組合」という。）が法第四十六条第一項の規定により法第四十五条第一項に掲げる事業を土地区画整理事業として行う場合の土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第七十三条第四号の規定の適用については、同号中「施行者に対抗する」とあるのは、「防災街区整備組合の組合員に対抗する」とする。

（都市再開発法の規定の適用についての読替規定）

第二十条 法第四十七条第一項の規定による都市再開発法の規定の適用については、同法第七条の十三第一項（同法第七条の十六第二項及び第七十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）中「その者」とあるのは「防災街区計画整備組合の組合員」と、「認可を申請しようとする者に」とあるのは「防災街区計画整備組合の組合員に」とする。

（計画整備組合の払込済出資額に応じてする剰余金の配当の限度）

第二十一条 法第八十四条第二項の政令で定める割合は、年七パーセントとする。

（計画整備組合の自己資本の基準）

第二十二条 計画整備組合の自己資本は、次の各号に掲げる額の合計額以上でなければならない。

一 当該計画整備組合の有する有形固定資産及び無形固定資産の価額の合計額

二 当該計画整備組合の他の団体への払込済出資金の総額

2・3（略）

（計画整備組合の余裕金の運用方法）

第二十三条 計画整備組合は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一～三（略）

第四章 防災街区整備事業

第一節 総則

第十七条 法第四十七条第一項の規定による都市再開発法の規定の適用については、同法第七条の十三第一項（同法第七条の十六第二項及び第七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）中「その者」とあるのは「防災街区整備組合の組合員」と、「認可を申請しようとする者に」とあるのは「防災街区整備組合の組合員に」とする。

（組合の払込済出資額に応じてする剰余金の配当の限度）

第十八条 法第八十四条第二項の政令で定める割合は、年七パーセントとする。

（組合の自己資本の基準）

第十九条 組合の自己資本は、次の各号に掲げる額の合計額以上でなければならない。

一 当該組合の有する有形固定資産及び無形固定資産の価額の合計額

二 当該組合の他の団体への払込済出資金の総額

2・3（略）

（組合の余裕金の運用方法）

第二十条 組合は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一～三（略）

(不適合建築物の数及び建築面積の割合の最低限度)

第二十四条 法第百十八条第一項第三号イ及びロの政令で定める割合は、二分の一とする。

第二節 施行者

第一款 総則

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧)

第二十五条 市町村長は、法第百二十八条第一項(法第百二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第百四十三条第一項(法第百五十七條第二項並びに第百八十八條第三項及び第四項において準用する場合を含む。)(若しくは第二項(法第百五十七條第二項において準用する場合を含む。)、第百七十一条第一項(法第百七十二條第二項及び第百七十五條第二項において準用する場合を含む。))又は第百八十三条第一項(法第百八十四条において準用する場合を含む。))の規定による図書の送付を受けたときは、直ちに、縦覧の場所及び時間を公告した上で、その図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画等の縦覧)

第二十六条 法第百四十條第二項(法第百五十七條第二項、第百六十九條、第百七十二條第二項並びに第百八十八條第三項及び第四項において準用する場合を含む。)(又は第百八十一条第一項(法第百八十四条において準用する場合を含む。))の規定により市町村長又は地方公共団体が行う縦覧は、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告した上で、

当該市町村又は地方公共団体の事務所において行わなければならない。

第二款 個人施行者

(個人施行者の選任する審査委員)

第二十七条 次に掲げる者は、個人施行者が選任する審査委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 審査委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。
- 3 個人施行者は、審査委員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他審査委員たるに適しないと認めるときは、都道府県知事の承認を受けて、その審査委員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。

第三款 防災街区整備事業組合

(事業組合の役員等の解任の請求等についての都市再開発法施行令の準用)

第二十八条 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)

第八条から第十七条まで及び第十九条の規定は、法第四百四十八条第三項及び第五百五十五条第三項において準用する都市再開発法第二十六条第一項及び第二項の規定による防災街区整備事業組合(以下「事業組

合」という。)の理事若しくは監事又は総代の解任について準用する。
この場合において、同令第十七条中「法第二十六条第二項(法第三十六
条第三項において準用する場合を含む。)又は法第二百二十五条第
六項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関す
る法律(平成九年法律第四十九号)第四百四十八条第三項若しくは第百
五十五条第三項において準用する法第二十六条第二項又は密集市街地
における防災街区の整備の促進に関する法律第二百七十条第六項」と
、同令第十九条中「法第三十六条第三項において準用する法第二十六
条第一項及び第二項、法第二百二十五条第六項後段並びに第八条、第九
条、第十一条、第十三条(前条第三項において準用する場合を含む。
)、第十六条(前条第三項において準用する場合を含む。)及び前条
第一項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関
する法律第二百五十五条第三項において準用する法第二十六条第一項及
び第二項並びに第八条、第九条、第十一条、第十三条及び第十六条」
と読み替えるものとする。

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更に関する特別議決事
項)

第二十九条 法第五十条第一号に掲げる事項のうち法第一百五十二条の
政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

- 一 参加組合員に関する事項の変更
- 二 事業に要する経費の分担に関する事項の変更
- 三 総代会の新設又は廃止
- 四 その他国土交通省令で定める事項

2 | 法第五十条第三号に掲げる事項(事業計画の変更に係るものに限
る。)のうち法第一百五十二条の政令で定める重要な事項は、次に掲げ
るものとする。

一 施行地区の変更

二 工区の新設、変更又は廃止

三 個別利用区の新設、変更又は廃止

3 法第百五十条第三号に掲げる事項（事業基本方針の変更に係るものに限る。）のうち法第百五十二条の政令で定める重要な事項は、施行地区の変更とする。

（事業組合に置かれる審査委員）

第三十条 第二十七条の規定は、事業組合に置かれる審査委員について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事の承認を受けて」とあるのは、「総会の議決を経て」と読み替えるものとする。

第四款 事業会社

（事業会社の選任する審査委員）

第三十一条 第二十七条の規定は、事業会社が選任する審査委員について準用する。

第五款 地方公共団体及び都市基盤整備公団等

（延滞金）

第三十二条 法第百八十六条第二項（法第百八十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により徴収することができる延滞金の額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該督促に係る負担金の額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額

とする。この場合において、その負担金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた負担金の額を控除した額とする。

第三節 防災街区整備事業の施行

第一款 測量、調査等

(収用委員会の裁決の申請手続についての都市再開発法施行令の準用)

第三十三条 都市再開発法施行令第二十三条の規定は、法第九十四条第二項において準用する都市再開発法第六十三条第三項の規定による収用委員会の裁決の申請について準用する。

(設置又は堆積の制限を受ける物件)

第三十四条 法第九十七条第一項の政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が五トンを超える物件(容易に分割され、かつ、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。)とする。

第二款 権利変換手続

(個別利用区内の宅地への権利変換の申出に係る基準面積)

第三十五条 法第二百二条第二項第二号の政令で定める面積は、当該施行地区に係る特定防災街区整備地区若しくは防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた建築物の敷地面積の最低限度の数値又は百平方メートルのうち、いずれか大きい数値(公衆便所、巡查

派出所その他これらに類する施設で公益上必要なものの用に供する宅地にあつては、当該数値を超えない範囲内で施行者が別に定める数値)とする。

(防災施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分及び防災施設建築物の共用部分の共有持分の割合)

第三十六条 法第二百五条第一項第二号に掲げる者が取得することとなる防災施設建築物の所有を目的とする地上権(以下この条において単に「地上権」という。)の共有持分及び当該防災施設建築物の共用部分の共有持分の割合は、次の式によって算出するものとする。

$$R = \frac{A_{r1}}{A_{r1}}$$

この式において、 R_1 、 A_1 、 A_i 、 r_1 及び r_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_1 その者が取得することとなる地上権の共有持分又は防災施設建築物の共用部分の共有持分の割合

A_1 その者が取得することとなる防災施設建築物の一部の床面積。この場合において、当該防災施設建築物の一部の床面積当たりの容積が著しく大又は小であるときは、必要な補正を行うものとする。

A_i 地上権にあつては当該地上権の設定された防災施設建築物敷地にある各防災施設建築物の一部の床面積、防災施設建築物の共用部分にあつては当該防災施設建築物の共用部分を共用する各防災施設建築物の一部の床面積。この場合において、同一床面積当たりの容積が著しく大又は小である防災施設建築物の一部があるときは、当該防災施設建築物の一部の床面積について必要な補正を行うものとする。

「 r_i 地上権にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された防災施設建築物敷地の利用価値による比率で A_i に対応するもの、防災施設建築物の共用部分にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築物の共用部分に対する利用上又は構造上の依存度による比率で A_i に対応するもの

「 r_i 地上権にあつては当該地上権の設定された防災施設建築物敷地にある各防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築物敷地の利用価値による比率で A_i に対応するもの、防災施設建築物の共用部分にあつては当該防災施設建築物の共用部分を共用する各防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築物の共用部分に対する利用上又は構造上の依存度による比率で A_i に対応するもの

(過小な床面積の基準)

第三十七条 法第二百十二条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 人の居住の用に供される部分については、二十五平方メートル以上五十平方メートル以下
- 二 事務所、店舗その他これらに類するものの用に供される部分については、十平方メートル以上二十平方メートル以下

(価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定)

第三十八条 法第二百十八条第三項の規定による土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の準用についての技術的読替えは、次の表の

とおりとする。

<p>読み替えるべき規定</p>	<p>読み替えられるべき字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第九十四条第三項</p>	<p>前項</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百十八条第一項</p>
<p>相手方の氏名及び住所</p>	<p>施行者の名称及び事務所の所在地</p>	
<p>事業の種類</p>	<p>防災街区整備事業の名称</p>	
<p>損失の事実</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びそれらの価額</p>	
<p>損失の補償の見積及びその内訳</p>	<p>前号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳</p>	
<p>協議の経過</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十六条第二項の規定により提出した意見書の内容及び同条第三項の規定により施行者のした処分</p>	

第九十四條 第四項	「前条	同条（見出しを含む。）中「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、同条第一項中「前条
第九十四條	第九十四條第三項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十八條第三項において準用する第九十四條第三項
第九十四條 第五項	相手方	施行者
第九十四條 第六項	及びその相手方 損失の補償及び補償をすべき時期	及び施行者 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五條第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
	同条第五項	同条第二項中「場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合においては」と、同条第

第九十四条						
第二項	若しくはその相手方 裁決申請者又はその 相手方（これらの者 のうち起業者である 者を除く。）	第九十四条第三項		第六十三条第三項中	第九十四条第八項	
密集市街地における防災街区の	裁決申請者	若しくは施行者	第九十四条第三項 密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律第二百 十八条第三項において準用する 第九十四条第三項	整備事業の事業計画」と、 密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律第二百 十八条第三項において準用する 第九十四条第三項 密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律第二百 十八条第三項において準用する 第九十四条第八項 第六十三条第二項中「損失の補 償」とあるのは「密集市街地に おける防災街区の整備の促進に 関する法律第二百五条第一項第 三号、第八号、第十六号又は第 十七号に掲げる宅地若しくは建 築物又はこれらに関する権利の 価額」と、同条第三項中「事業 の認定」とあるのは「密集市街 地における防災街区の整備の促 進に関する法律による防災街区 整備事業の事業計画」と、	第五項 密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律第二百 十八条第三項において準用する 第九十四条第八項	

第七項	この法律	整備の促進に関する法律第二百十八条第一項
第九十四条第八項	損失の補償及び補償をすべき時期	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
第三百三十二条第一項	損失の補償については、裁決申請者及びその相手方	裁決申請者及び施行者
第三百三十二条第一項	損失の補償	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
第三百三十二条第二項	起業者 土地所有者又は関係人	施行者 裁決申請者
第三百三十四条	事業の進行及び土地の収用又は使用	事業の進行

第三十九条 都市再開発法施行令第三十四条の規定は、施行地区内の宅

(差押えがある場合の通知等についての都市再開発法施行令の準用)

地若しくは建築物又はその宅地に存する既登記の借地権に差押えがされている場合について準用する。この場合において、同条第一項中「法第七十条第一項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百一条第一項」と、同条第二項中「第二十五条各号に掲げる軽微な変更」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更」と、同条第三項中「法第七十条第五項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百一条第五項」と、「組合」とあるのは「防災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。

2 都市再開発法施行令第三十五条から第四十条までの規定は、法第二百二十七条において準用する都市再開発法第九十四条第一項又は第四項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による法第二百二十七条に規定する補償金等の払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分について準用する。この場合において、同令第三十八条第一項及び第三項中「法第九十四条第五項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十七条において準用する法第九十四条第五項」と、同条第一項第一号及び第三項中「法第八十五条第三項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十八条第三項」と読み替えるものとする。

（土地の明渡しに伴う損失補償に係る裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定）

第四十条 法第二百三十二条第五項において準用する法第二百十八条第三項の規定による土地収用法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第九十四条第三項	相手方の氏名及び住所 事業の種類	施行者の名称及び事務所の所在地 防災街区整備事業の名称
第九十四条第四項	「前条」	同条（見出しを含む。）中「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、同条第一項中「前条」
	第九十四条第三項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三十二条第五項において準用する同法第二百十八条第三項において準用する第九十四条第三項 同条中
	「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、 収用委員会	収用委員会」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「裁決申請者」
第九十四条第五項	相手方	施行者
第九十四条第六項	及びその相手方 第九十四条第八項	及び施行者 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三十二条第五項において準用する同法第二百十八条第三項にお

前二項	いて準用する第九十四条第八項 事業の認定」とあるのは「密集 市街地における防災街区の整備 の促進に関する法律による防災 街区整備事業の事業計画又は権 利変換計画」と、「前二項
第九十四条第三項	密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律第二十 三十二条第五項において準用す る同法第二百二十八条第三項にお いて準用する第九十四条第三項
若しくはその相手方	若しくは施行者
裁判申請者又はその 相手方（これらの者 のうち起業者である 者を除く。）	裁判申請者 若しくは施行者
この法律	この法律又は密集市街地におけ る防災街区の整備の促進に関す る法律
第九十四条 第七項	この法律又は密集市街地におけ る防災街区の整備の促進に関す る法律
第九十四条 第八項	施行者
第九十四条 第三十三 条第二項	起業者 土地所有者又は関係 人
第九十四条 第三十四 条	事業の進行 事業の進行及び土地 の収用又は使用

(公募によらないで特定建築者となることができる者)

第四十一条 法第二百三十六条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えたものとする。

一 地方公共団体が財産を提供して設立した民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人(当該法人が財産を提供して設立した同条の法人を含む。)で住宅建設の事業を行うもの

二 特定防災施設建築物の建築及び賃貸その他の管理を目的として設立された株式会社で、当該特定防災施設建築物に係る防災街区整備事業の施行者又は施行者である事業組合の組合員が発行済株式の総数の二分の一(施行者が地方公共団体である場合にあつては、四分の一)を超える株式を所有するもの

(その管理者等に工事を行わせることができる公共施設)

第四十二条 法第二百四十三条の政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第一号の一般国道及び同法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路

二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道

三 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川

(延滞金)

第四十三条 法第二百五十条第三項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、

督促額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年十
 四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合におい
 て、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期
 間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を
 控除した額とする。

2 前項の延滞金は、その額が十円未満であるときは、徴収しないものとする。

（防災施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係る法の適用についての読替規定）

第四十四条 法第二百五十四条第一項の場合における法の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第一百五十九条第一項、第 百六十六条第一項第五号 、第二項及び第三項、第 百七十三条第一項、第百 八十条第二項第五号、第 百八十五条第一項、第百 八十九条第一項、第二百 五条第一項第十八号及び 第四項ただし書、第二百 九条の見出し、同条第二 項前段及び第四項、第二 百十二条第三項、第二百 二十二条第三項、第二百	防災施設建築物の一部 等	防災建築施設の 部分

<p>四十六条第一項、第二百四十七条の見出し、第二百五十二条の見出し、同条第一項</p>		<p>各共有持分</p>
<p>第六十二条第一項第一号</p>	<p>各共有持分又は第二十二条第一項の規定による地上権の各共有持分</p>	<p>各共有持分</p>
<p>第六十二条第一項第二号</p>	<p>宅地又は地上権 各共有持分又は同号の地上権の各共有持分</p>	<p>宅地 各共有持分</p>
<p>第八十条第二項第七号、第二百四十七条第一項、第二百四十八条第一項</p>	<p>地積又は借地の地積 防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等</p>	<p>地積 防災建築施設の部分</p>
<p>第二百三十二条第一項</p>	<p>第二百二十二条第一項及び第二項</p>	<p>第二百二十二条第二項</p>
<p>第二百五十五条第一項</p>	<p>次に掲げる事項</p>	<p>次の各号（第十四号を除く。）に掲げる事項</p>
<p>第二百五十五条第一項第二号及び第六号、第二百二十四条第一項</p>	<p>防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等</p>	<p>防災建築施設の部分</p>
<p>第二百五十五条第一項第四号</p>	<p>宅地に対応して与えられることとなる防災施設建築敷地若しくはその</p>	<p>宅地、借地権又は建築物に対応して与えられる</p>

	<p>の共有持分若しくは防 災施設建築物の一部等 又は同号に掲げる借地 権若しくは建築物に対 応して与えられること となる防災施設建築物 の一部等</p>	<p>こととなる防災 建築施設の部分</p>
<p>第二百五条第一項第十七 号、第二百二十六条第一 項</p>	<p>防災施設建築物敷地若し くはその共有持分若し くは防災施設建築物の 一部等</p>	<p>防災建築施設の 部分</p>
<p>第二百五条第一項第十九 号</p>	<p>防災施設建築物敷地又は その共有持分、防災施 設建築物の一部等</p>	<p>防災建築施設の 部分</p>
<p>第二百七条第四項、第二 百二十二条第四項</p>	<p>防災施設建築物の所有 を目的とする地上権</p>	<p>地 防災施設建築物</p>
<p>第二百九条第四項</p>	<p>第一項又は前項</p>	<p>第一項</p>
<p>第二百十一条第一項</p>	<p>宅地に対応して与えら れるものとして定めら れた防災施設建築物敷 地若しくはその共有持分 若しくは防災施設建築 物の一部等に関する権 利又はその権利の目的 たる借地権若しくは建 築物に対応して与えら れるものとして定めら</p>	<p>宅地、借地権又 は建築物に対応 して与えられる ものとして定め られた防災建築 施設の部分</p>

		れた防災施設建築物の一部等	
第二百一十二条第一項	第二百一十二条第二項又は第三項	第二百九条第二項又は第二項前段	
第二百一十四条	第十四号又は第十五号	又は第十五号	
第二百一十八条第四項	防災施設建築物の共有持分、防災施設建築物の一部等	防災建築施設の部分	
第二百三十九条第二項	地上権	地 防災施設建築物	
第二百四十七条第一項	価額、防災施設建築物の地の地代の額	価額	
第二百五十二条第二項	防災施設建築物の所有を目的とする地上権、防災施設建築物の一部等	防災建築施設の部分	

(防災施設建築物敷地に地上権を設定しないこととする特則に係るこの政令の適用についての読替規定)

第四十五条 法第二百五十四条第一項の場合においては、第三十六条の見出し中「防災施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び同条中「防災施設建築物の所有を目的とする地上権(以下この条において単に「地上権」という。)(「とあるのは「防災施設建築物敷地」と「同条中「地上権の共有持分」とあるのは「防災施設建築物敷地の共有持分」と、「地上権にあつては当該地上権の設定された防災施設建築物敷地」とあるのは「防災施設建築物敷地にあつては当該防災施設建築物

地」と、「地上権にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された防災施設建築敷地の利用価値」とあるのは「防災施設建築敷地にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築敷地の利用価値」とする。

(指定宅地の権利者以外の権利者等のすべての同意を得た場合の特則に係る法の適用についての読替規定)

第四十六条 法第二百五十五条第一項の場合における法の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
<p>第一百五十九条第一項、第一百六十六条第一項第五号、第二項及び第三項、第一百七十三条第一項、第一百八十条第二項第五号、第一百八十五条第一項、第一百八十九条第一項、第二百五条第一項第十八号、第二百四十七条の見出し</p>	<p>防災施設建築物の一部等</p>	<p>防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利</p>
<p>第六十二条第一項第一号</p>	<p>第二百二十二条第一項の規定による地上権又は地上権</p>	<p>防災施設建築敷地の借地権又は借地権</p>
<p>第六十二条第一項第二号</p>	<p>地上権</p>	<p>借地権</p>
<p>第一百八十条第二項第七号</p>	<p>防災施設建築敷地若し</p>	<p>防災施設建築敷</p>

、第二百四十八条第一項 第二百五条第一項第二号 及び第六号	くはその共有持分、防 災施設建築物の一部等	地若しくは防 災施設建築物に 関する権利
第二百五条第一項第四号	防災施設建築物敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等 宅地に対応して与えら れることとなる防災施 設建築物敷地若しくはそ の共有持分若しくは防 災施設建築物の一部等 又は同号に掲げる借地 権若しくは建築物に対 応して与えられること となる防災施設建築物 の一部等	宅地、借地権又 は建築物に対応 して与えられる こととなる防 災施設建築物又 は防災施設建 築物に関する権利
第二百五条第一項第十七 号、第二百二十六条第一 項	防災施設建築物敷地若し くはその共有持分若し くは防災施設建築物の 一部等又は防災施設建 築物の一部についての 借家権	防災施設建築物敷 地又は防災施設 建築物に関する 権利
第二百五条第一項第十九 号	防災施設建築物敷地又は その共有持分、防災施 設建築物の一部等	防災施設建築物敷 地又は防災施設 建築物に関する 権利

第二百二十五条第一項第二十三号	その他	前各号に掲げるもののほか、権利変換の内容その他
第二百十六條第一項及び第二項	施行地区内の土地又は土地に定着する物件に 関し権利を有する者及び 参加組合員又は特定 事業参加者	指定宅地又はこれに定着する物件に 関し権利を有する者
第二百十八條第一項	第二百五条第一項第三号、 第八号、第十六号又は第十七号	第二百五条第一項第八号
第二百十八條第四項	防災施設建築敷地の共有持分、 防災施設建築物の一部等	防災施設建築敷地若しくは 防災施設建築物に関する権利
第二百二十二條第四項	防災施設建築物の所有を目的とする地上権	防災施設建築敷地に関する権利
第二百二十五條第一項	新たな土地の表示の登記	新たな土地の表示の登記又は 権利変換手続開始の登記の抹消
第二百二十五條第二項及び 第三項、第二百三十一條第五項	第二百二十一條第二項	第二百五十五條第四項
第二百二十五條第二項	及び所有権以外の権利の登記の抹消	並びに権利変換に伴い消滅した

第二百二十八条	第二百三十一条	権利の登記及び 権利変換手続開 始の登記の抹消 第二百五十五条 第四項
第二百三十九条第二項	地上権又はその共有持 分	防災施設建築敷 地に関する権利 第四項
第二百四十四条第二項	第二百二十二条第二項 又は第五項	第二百五十五条 第四項
第二百四十七条第一項	防災施設建築敷地若し くはその共有持分、防 災施設建築物の一部等 若しくは個別利用区内 の宅地若しくはその使 用収益権を取得した者 又は施行者の所有する 防災施設建築物の一部 について借家権を取得 した者（第二百九条第 五項ただし書の規定に より借家権が与えられ るように定められたも のに限る。）	防災施設建築敷 地若しくは防災 施設建築物に關 する権利又は個 別利用区内の宅 地若しくはその 使用収益権を取 得した者
	防災施設建築敷地若し くはその共有持分、防 災施設建築物の一部等 若しくは個別利用区内	防災施設建築敷 地若しくは防災 施設建築物に關 する権利又は個

	の宅地若しくはその使用収益権の価額、防災施設建築物敷地の地代の額又は施行者が賃貸する防災施設建築物の一部の家賃の額	別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額
第二百五十二条の見出し	防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利等
第二百五十二条第一項	防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地若しくは防災施設建築物に関する権利
第二百五十二条第二項	防災施設建築物敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の所有を目的とする地上権、防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地若しくは防災施設建築物に関する権利

(指定宅地の権利者のすべての同意を得た場合の特則に係る法の適用についての読替規定)

第四十七条 法第二百五十六条第一項の場合においては、法第二百四十四
 条第一項中「第二百二十一条第一項又は第二百二十三条」とあるの
 は、「第二百五十六条第三項」とする。

(施行地区内の権利者等のすべての同意を得た場合の特則に係る法の

適用についての読替規定)

第四十八条 法第二百五十七条第一項の場合における法の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第一百五十九条第一項、第一百六十六条第一項第五号、第二項及び第三項、第一百七十三条第一項、第一百八十条第二項第五号、第一百八十五条第一項、第一百八十九条第一項、第二百五条第一項第十八号	防災施設建築物の一部等	防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利
第六十二条第一項第一号	第二百二十二条第一項の規定による地上権又は地上権	防災施設建築敷地の借地権又は借地権
第六十二条第二項第七号	防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等	借地権
第二百五条第一項第二号及び第六号	防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等	防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利
第二百五条第一項第四号	宅地に対応して与えらるる	宅地、借地権又

<p>第二百五十五条第一項第十七号、第二百二十六条第一項</p>	<p>防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同号に掲げる借地権若しくは建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物の一部等</p>	<p>は建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物又は防災施設建築物に関する権利</p>
<p>第二百五十五条第一項第十九号</p>	<p>防災施設建築物敷地又はその共有持分、防災施設建築物の一部等</p>	<p>防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利</p>
<p>第二百五十五条第一項第二十三号</p>	<p>その他</p>	<p>前各号に掲げるもののほか、権利変換の内容その他</p>
<p>第二百二十二条第四項</p>	<p>防災施設建築物の所有を目的とする地上権</p>	<p>防災施設建築物敷地に関する権利</p>
<p>第二百二十五条第一項</p>	<p>新たな土地の表示の登記</p>	<p>新たな土地の表示の登記又は権</p>

	第二百二十五条第二項及び第三項、第二百三十一条第五項	第二百二十一條第二項	利変換手続開始の登記の抹消
	第二百二十五条第二項	及び所有権以外の権利の登記の抹消	並びに権利変換に伴い消滅した権利の登記及び権利変換手続開始の登記の抹消
第二百二十六条第一項	第二百十三條第一項の規定により算定した相当の価額に基準日	第二百三十三條第一項の規定により算定した相当の価額に基準となつた日	権利変換計画において定められた第二百五条第一項第十六号又は第十七号の価額に当該価額を定める基準となつた日
第二百二十八条	第二百二十一條	第二百五十七條第三項	第二百五十七條第三項
第二百三十九條第二項	地上権又はその共有持分	防災施設建築敷地に關する権利	防災施設建築敷地に關する権利
第二百四十四條第一項	第二百二十一條第一項又は第二百二十三條	第二百五十七條第三項	第二百五十七條第三項
第二百四十四條第二項	第二百二十二條第二項又は第五項	第二百五十七條第三項	第二百五十七條第三項
第二百五十二條第二項	防災施設建築敷地若し	防災施設建築敷	防災施設建築敷

	<p>くはその共有持分、防災施設建築物の所有を目的とする地上権、防災施設建築物の一部等</p>	<p>地若しくは防災施設建築物に関する権利</p>
--	---	---------------------------

第三款 費用の負担

(重要な公共施設)

第四十九条 法第二百六十五条第一項の政令で定める重要な防災公共施設その他の公共施設は、次に掲げるものとする。

- 一 防災都市計画施設その他都市施設に関する都市計画において定められた公園、緑地、広場その他の公共空地、道路、下水道、運河及び水路
- 二 道路法第二条第一項に規定する道路
- 三 河川

第四款 雑則

(都道府県知事の行う解任の投票についての都市再開発法施行令の準用)

第五十条 都市再開発法施行令第十八条及び第十九条の規定は、法第二百七十条第六項の規定による事業組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票について準用する。この場合において、同令第十八条第一項中「同項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百七十条第六項」と、同令第十九条中「法第三十六条第三項において準用する法第二十六条第一項及び第二項、法第二百一十五条第六項後段並びに第八条、第九条、第十一条、第十三条（前条

第三項において準用する場合を含む。）、第十六条（前条第三項において準用する場合を含む。）及び前条第一項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百七十条第六項後段並びに前条第一項並びに同条第三項において準用する第十三条及び第十六条」と読み替えるものとする。

（管理規約の縦覧等）

第五十一条 施行者は、法第二百七十七条第一項の規定により管理規約を定めようとするときは、当該管理規約を二週間公衆の縦覧に供しななければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するとともに、防災施設建築物の一部を有する者又は有することとなる者にこれらの事項を通知しなければならない。

2 防災施設建築物の一部を有する者又は有することとなる者は、縦覧期間内に、管理規約について施行者に意見書を提出することができる。

第五十二条 施行者は、法第二百七十七条第一項の認可を申請し、又は同項の協議を申し出ようとするときは、併せて前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を提出しなければならない。

（書類の送付に代わる公告）

第五十三条 法第二百七十九条第一項の規定による公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載して行うほか、施行者がその公告すべき内容を施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 前項の場合においては、当該施行地区の属する市町村及び書類の送

付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、同項の掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長に当該市町村長が行つべき公告の内容を通知しなければならない。

3 第一項の掲示は、前項の規定により市町村長が行つ公告のあった日から十日間しなければならない。

4 法第二百七十九条第二項の公告の日は、前項の規定により行つ掲示の期間の満了日とする。

第五章 防災都市施設の整備のための特別の措置

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第五十四条 法第二百八十三条第一項第一号の政令で定める行為は、既存の建築物の敷地内において行つ車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)の建築とする。

(都市計画事業の施行として行つ行為に準ずる行為)

第五十五条 法第二百八十三条第一項第三号の政令で定める行為は、施行予定者が当該防災都市施設に関する都市計画に適合して行つ行為とする。

(公告の方法等)

第五十六条 法第二百八十三条第三項において準用する都市計画法第八十一条第二項の公告については都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十七号)第四十二条第一項及び第三項の規定を、法第二百八十四条において準用する都市計画法第五十二条の三第一項の公告につい

ては同令第四十二条第一項の規定を準用する。

2 施行予定者は、法第二百八十四条において準用する都市計画法第五十二条の三第一項の規定により公告したときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の適当な場所に掲示しなければならない。

(収用委員会に対する裁決の申請手続についての都市計画法施行令の準用)

第五十七条 都市計画法施行令第十八条の規定は、法第二百八十五条において準用する都市計画法第五十二条の四第二段において準用する同法第二十八条第三項又は法第二百八十六条第二項において準用する都市計画法第二十八条第三項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請する場合について準用する。この場合において、同令第十八条中「次に掲げる事項」とあるのは、「次の各号(第三号を除く。)」に掲げる事項及び密集市街地整備法第三十条第一項に規定する防災都市施設の種類の種類」と読み替えるものとする。

第六章 防災街区整備推進機構

(防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地)

第五十八条 法第二百九十条第三号イの政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

- 一・二 (略)
- 三 法第二百九十条第二号に規定する事業の用に供する土地

四 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内におい

(法第一百七十七条第三号の政令で定める土地)

第二十一条 法第一百七十七条第三号の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

- 一・二 (略)
- 三 法第一百七十七条第二号に規定する建築物その他の施設の整備に関する事業の用に供する土地

四 防災街区整備地区計画の区域内において行われる前三号に規定す

て行われる前三号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

(防災都市施設の整備のために必要な土地)

第五十九条 法第二百九十条第三号口の政令で定める土地は、防災都市施設の整備に関する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

第七章 雑則

(大都市等の特例)

第六十条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)(において、法第二百九十七条の規定により指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節、第九十条第一項及び法第九十二条第一項、法第九十三条において準用する都市再開発法第六十二条第一項及び第二項、法第九十七条、第二百三十三条第二項及び第三項並びに第二百八十三条第一項並びに同条第三項において準用する都市計画法第八十一条第一項から第三項まで及び第八十二条第一項の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

(事務の区分)

第六十一条 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

る事業に係る代替地の用に供する土地

- 一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）
- 二 第二十六条に規定する事務（都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）
- 2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。
 - 一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限り。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）
 - 二 第二十六条に規定する事務（事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）
 - 三 第二十八条において準用する都市再開発法施行令第八条第三項に規定する事務

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第七章の二 防火地域又は準防火地域内の建築物（<u>第三百三十六条の二</u>） <u>第三百三十六条の二の三）</u></p> <p>第七章の二の二 特定防災街区整備地区内の建築物（<u>第三百三十六条の二の四）</u></p> <p>第七章の三 地区計画等の区域（<u>第三百三十六条の二の五</u> 第三百三十六条の二の八）</p> <p>第七章の四 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造（<u>第三百三十六条の二の九）</u></p> <p>第七章の五 型式適合認定等（<u>第三百三十六条の二の十</u> 第三百三十六条の二の十一）</p> <p>第七章の六 指定確認検査機関等（<u>第三百三十六条の二の十三</u> 第三百三十六条の二の十五）</p> <p>第七章の七 建築基準適合判定資格者の登録手数料（<u>第三百三十六条の二の十六）</u></p> <p>第七章の八 工事現場の危害の防止（<u>第三百三十六条の二の十七</u> 第三百三十六条の八）</p> <p>第七章の九～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（建築物の建築に関する確認の特例）</p> <p>第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第七章の二 防火地域又は準防火地域内の建築物（<u>第三百三十六条の二</u>） <u>第三百三十六条の二の三）</u></p> <p>第七章の三 地区計画等の区域（<u>第三百三十六条の二の四</u> 第三百三十六条の二の七）</p> <p>第七章の四 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造（<u>第三百三十六条の二の八）</u></p> <p>第七章の五 型式適合認定等（<u>第三百三十六条の二の九</u> 第三百三十六条の二の十一）</p> <p>第七章の六 指定確認検査機関等（<u>第三百三十六条の二の十二</u> 第三百三十六条の二の十四）</p> <p>第七章の七 建築基準適合判定資格者の登録手数料（<u>第三百三十六条の二の十五）</u></p> <p>第七章の八 工事現場の危害の防止（<u>第三百三十六条の二の十六</u> 第三百三十六条の八）</p> <p>第七章の九～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（建築物の建築に関する確認の特例）</p> <p>第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される</p>

法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の十第一号に掲げるものであるもの 同号に掲げる規定

二 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の十第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。）

三・四（略）

（防火区画）

第二百十二条（略）

2 法第二十七条第二項、法第六十二条第一項又は法第六十七条の二第一項の規定により準耐火建築物とした建築物（第九十九条の三第二号又は第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。）で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに同号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならぬ。

法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の九第一号に掲げるものであるもの 同号に掲げる規定

二 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の九第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。）

三・四（略）

（防火区画）

第二百十二条（略）

2 法第二十七条第二項又は法第六十二条第一項の規定により準耐火建築物とした建築物（第九十九条の三第二号又は第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。）で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに同号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならぬ。

3 法第二十一条第一項ただし書の規定により第二百二十九条の二の第三
一項第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物、法第二十
七条第一項ただし書の規定により第一百五十五条の二の二第一項第一号に
掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第二項、
法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の二第一項の規定により第
百九条の三第二号若しくは第一百十五条の二の二第一項第一号に掲げる
基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が千平方メー
トルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の
合計千平方メートル以内ごとに同号に掲げる基準に適合する準耐火構
造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

4 16 (略)

(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物)

第三百十條の九 法別表第二(ロ)項第四号、(リ)項第四号及び(ル)項第二号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項、第九項及び第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類(消防法別表の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。)、アルコール類(同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。)、第二石油類(同表の備考十四に規定する第二石油類をいう。以下この項において同じ。)、第三石油類(同表の備考十五に規定する第三石油類をいう。以下この項において同じ。))及び第四石油類(同表の備考十六に規定する第四石油類をいう。以下この項において同じ。))並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。)の貯蔵

3 法第二十一条第一項ただし書、法第二十七条第一項ただし書、同条
第二項若しくは法第六十二条第一項の規定により第一百五十五条の二の二
第一項第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二
十七条第二項若しくは法第六十二条第一項の規定により第九十九条の三
第二号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、
延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定に
かかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに第一百五十五条の二
の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁
又は特定防火設備で区画しなければならない。

4 16 (略)

(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物)

第三百十條の九 法別表第二(ロ)項第四号、(リ)項第四号及び(ル)項第二号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項、第九項及び第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類(消防法別表の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。)、アルコール類(同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。)、第二石油類(同表の備考十四に規定する第二石油類をいう。以下この項において同じ。)、第三石油類(同表の備考十五に規定する第三石油類をいう。以下この項において同じ。))及び第四石油類(同表の備考十六に規定する第四石油類をいう。以下この項において同じ。))を除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

又は処理に供する建築物とする。

(略)

2 (略)

(前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等)

第三百三十五条の六 法第五十六条第七項の政令で定める基準で同項第一号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、次のとおりとする。

一 当該建築物(法第五十六条第七項第一号に掲げる規定による高さの制限(以下この章において「道路高さ制限」という。))が適用される範囲内の部分に限る。(の)第三百三十五条の九に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内において道路高さ制限に適合するものとして想定する建築物(道路高さ制限が適用される範囲内の部分に限り、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分でその水平投影面積の合計が建築物の建築面積の八分の一以内のもの)の部分から十二メートル以内の部分(以下この章において「階段室等」という。))及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物(以下この章において「棟飾等」という。))を除く。以下この章において「道路高さ制限適合建築物」という。(の)当該位置を想定半球の中心として算定する天空率以上であること。

二 (略)

2・3 (略)

第七章の二の二 特定防災街区整備地区内の建築物

(略)

2 (略)

(前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等)

第三百三十五条の六 法第五十六条第七項の政令で定める基準で同項第一号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、次のとおりとする。

一 当該建築物(法第五十六条第七項第一号に掲げる規定による高さの制限(以下この章において「道路高さ制限」という。))が適用される範囲内の部分に限る。(の)第三百三十五条の九に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内において道路高さ制限に適合するものとして想定する建築物(道路高さ制限が適用される範囲内の部分に限り、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が建築物の建築面積の八分の一以内であつて、かつ、その部分の高さが十二メートル以内であるもの(以下この章において「階段室等」という。))及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物(以下この章において「棟飾等」という。))を除く。以下この章において「道路高さ制限適合建築物」という。(の)当該位置を想定半球の中心として算定する天空率以上であること。

二 (略)

2・3 (略)

(建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さの算定)

第三百三十六条の二の四 法第六十七条の二第六項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の算定の基礎となる次の各号に掲げる長さの算定方法は、当該各号に定めるところによる。

一 防災都市計画施設に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の防災都市計画施設に面する長さによる。

二 敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さ 敷地の防災都市計画施設に接する部分の水平投影の長さによる。

2 法第六十七条の二第六項に規定する建築物の高さの算定については、建築物の防災都市計画施設に面する方向の鉛直投影の各部分(同項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の防災都市計画施設と敷地との境界線からの高さによる。

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。

一 十一 (略)

十二 建築物の構造に関する防火上必要な制限 次に掲げるものであること。

イ (略)

ロ 防災街区整備地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、次の(1)に掲げる構造としなければならないとされるものであること

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の四 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。

一 十一 (略)

十二 建築物の構造に関する防火上必要な制限 次に掲げるものであること。

イ (略)

ロ 防災街区整備地区整備計画の区域内に存する建築物(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)に関して、次の(1)及び(2)に掲げる

と又は耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物については次の
(2)及び(3)に掲げる構造としなければならないとされるものである
こと。

(1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。

(2) (略)

(3) (略)

十三～十五 (略)

2～11 (略)

(再開発等促進区等内において高さの制限の緩和を受ける建築物の敷
地面積の規模)

第二百三十六条の二の六 (略)

(予定道路の指定の基準)

第二百三十六条の二の七 (略)

(予定道路の指定について同意を得るべき利害関係者)

第二百三十六条の二の八 (略)

(都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限
)

第二百三十六条の二の九 (略)

2・3 (略)

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第二百三十六条の二の十 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定め
る建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定

構造としなければならないとされるものであること。

(1) (略)

(2) (略)

十三～十五 (略)

2～11 (略)

(再開発等促進区等内において高さの制限の緩和を受ける建築物の敷
地面積の規模)

第二百三十六条の二の五 (略)

(予定道路の指定の基準)

第二百三十六条の二の六 (略)

(予定道路の指定について同意を得るべき利害関係者)

第二百三十六条の二の七 (略)

(都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限
)

第二百三十六条の二の八 (略)

2・3 (略)

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第二百三十六条の二の九 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定め
る建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定

する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次に掲げる規定

イ 法第二十条第二号、法第二十一条から法第二十七条まで、法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二から法第三十条まで、法第三十一条第一項、法第三十三条、法第三十四条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条の二第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

ロ（略）

二（略）

（型式部材等製造者等に係る認証の有効期間）

第三百三十六条の二の十一（略）

（認証外国型式部材等製造者の工場等における検査に要する費用の負担）

第三百三十六条の二の十二（略）

（指定確認検査機関に係る指定の有効期間）

第三百三十六条の二の十三（略）

（指定認定機関等に係る指定等の有効期間）

第三百三十六条の二の十四（略）

する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次に掲げる規定

イ 法第二十条第二号、法第二十一条から法第二十七条まで、法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二から法第三十条まで、法第三十一条第一項、法第三十三条、法第三十四条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）及び法第八十四条の二の規定

ロ（略）

二（略）

（型式部材等製造者等に係る認証の有効期間）

第三百三十六条の二の十一（略）

（認証外国型式部材等製造者の工場等における検査に要する費用の負担）

第三百三十六条の二の十二（略）

（指定確認検査機関に係る指定の有効期間）

第三百三十六条の二の十三（略）

（指定認定機関等に係る指定等の有効期間）

第三百三十六条の二の十四（略）

(承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担)

第百三十六条の二十五 (略)

(登録手数料)

第百三十六条の二十六 (略)

(仮囲い)

第百三十六条の二十七 (略)

(簡易な構造の建築物の基準)

第百三十六条の十 法第八十四条の二の規定により政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 主要構造部である柱及びはりが次に掲げる基準に適合していること。

イ 防火地域又は準防火地域内にある建築物又は建築物の部分(準防火地域(特定防災街区整備地区を除く。)内にあるもの)にあつては、床面積が五百平方メートルを超えるものに限る。にあつては、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

ロ 準防火地域(特定防災街区整備地区を除く。)内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が五百平方メートル以内のもの、法第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物若しくは建築物の部分又は防火地域、準防火地域及び同項の市街地の区域以外の区域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が千平方メートルを超えるものにあつては、延焼のおそれのある部分が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

二 (略)

(承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担)

第百三十六条の二十四 (略)

(登録手数料)

第百三十六条の二十五 (略)

(仮囲い)

第百三十六条の二十六 (略)

(簡易な構造の建築物の基準)

第百三十六条の十 法第八十四条の二の規定により政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 主要構造部である柱及びはりが次に掲げる基準に適合していること。

イ 防火地域又は準防火地域内にある建築物又は建築物の部分(準防火地域内にあるもの)にあつては、床面積が五百平方メートルを超えるものに限る。にあつては、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

ロ 準防火地域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が五百平方メートル以内のもの、法第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物若しくは建築物の部分又は防火地域、準防火地域及び同項の市街地の区域以外の区域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が千平方メートルを超えるものにあつては、延焼のおそれのある部分が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

二 (略)

三 前条第一号イに該当する開放的簡易建築物にあつては、前二号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合していること。ただし、防火地域、準防火地域及び法第二十二條第一項の市街地の区域以外の区域内にあるもので床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、この限りでない。

イ 主要構造部である柱及びはり（準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）又は法第二十二條第一項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られており、かつ、外壁（準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）又は同項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び屋根が準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は国土交通大臣が定める防火上支障のない構造であること。

ロ・ハ（略）

（基準時）

第三百三十七條 この章において「基準時」とは、法第三條第二項の規定により法第二十六條、法第二十七條、法第三十條、法第三十四條第二項、法第四十八條第一項から第十二項まで、法第五十二條第一項から第八項まで、法第五十九條第一項、法第六十條の二第一項、法第六十一条、法第六十二條第一項又は法第六十七條の二第一項の規定の適用を受けない建築物について、法第三條第二項の規定により引き続きこれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八條第一項から第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二條第一項の規定は、それぞれ同一の規

三 前条第一号イに該当する開放的簡易建築物にあつては、前二号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合していること。ただし、防火地域、準防火地域及び法第二十二條第一項の市街地の区域以外の区域内にあるもので床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、この限りでない。

イ 主要構造部である柱及びはり（準防火地域又は法第二十二條第一項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られており、かつ、外壁（準防火地域又は同項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が百五十平方メートル未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び屋根が準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は国土交通大臣が定める防火上支障のない構造であること。

ロ・ハ（略）

（基準時）

第三百三十七條 この章において「基準時」とは、法第三條第二項の規定により法第二十六條、法第二十七條、法第三十條、法第三十四條第二項、法第四十八條第一項から第十二項まで、法第五十二條第一項から第八項まで、法第五十九條第一項、法第六十條の二第一項、法第六十一条又は法第六十二條第一項の規定の適用を受けない建築物について、法第三條第二項の規定により引き続きこれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八條第一項から第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二條第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受

定とみなす。)の適用を受けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第三百三十七条の四 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十二項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に定めるところによる。

- 一 増築又は改築が基準時における敷地内にあるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第五十二条第一項から第八項まで及び法第五十三条の規定並びに法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例の第三百三十六条の二の五第一項第二号及び第三号の制限を定めた規定に適合すること。

二～四 (略)

(防火地域及び特定防災街区整備地区関係)

第三百三十七条の七 法第三条第二項の規定により法第六十一条又は法第六十七条の二第一項の規定の適用を受けない建築物(木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八十六条の七の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一～三 (略)

(大規模の修繕又は大規模の様替)

第三百三十七条の九 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第五十二条第一項から第八項まで、法第五十九条第一項、法第六十条の二第一項、法第六十

けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第三百三十七条の四 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十二項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に定めるところによる。

- 一 増築又は改築が基準時における敷地内にあるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第五十二条第一項から第八項まで及び法第五十三条の規定並びに法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例の第三百三十六条の二の四第一項第二号及び第三号の制限を定めた規定に適合すること。

二～四 (略)

(防火地域関係)

第三百三十七条の七 法第三条第二項の規定により法第六十一条の規定の適用を受けない建築物(木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八十六条の七の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一～三 (略)

(大規模の修繕又は大規模の様替)

第三百三十七条の九 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第五十二条第一項から第八項まで、法第五十九条第一項、法第六十条の二第一項、法第六十

一条、法第六十二条第一項又は法第六十七条の二第一項の規定の適用を受け^{ない}建築物について法第八十六条の七の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替のすべてとする。

(市町村の建築主事等の特例)

第四百四十八条 (略)

2 法第九十七条の二第四項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、次に掲げる事務(建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務)とする。

一 (略)

二 法第四十三条第一項、法第四十四条第一項第二号、法第五十二条第十三項(同項第二号に該当する場合に限る。)、法第五十三条第五項、法第五十三条の二第一項、法第六十七条の二第三項第二号及び法第六十八条の七第五項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

3 (略)

三・四 (略)

一条又は法第六十二条第一項の規定の適用を受け^{ない}建築物について法第八十六条の七の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替のすべてとする。

(市町村の建築主事等の特例)

第四百四十八条 (略)

2 法第九十七条の二第四項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、次に掲げる事務(建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務)とする。

一 (略)

二 法第四十三条第一項、法第四十四条第一項第二号、法第五十二条第十三項(同項第二号に該当する場合に限る。)、法第五十三条第五項、法第五十三条の二第一項及び法第六十八条の七第五項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

3 (略)

三・四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（法第十五条第一項第六号の政令で定める小規模な土地区画整理事業等）</p> <p>第十条 法第十五条第一項第六号の政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業は、それぞれ次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）による防災街区整備事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えないもの</p> <p>（法第二十九条第一項第十二号の政令で定める開発行為）</p> <p>第二十二条 法第二十九条第一項第十二号の政令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為）</p> <p>第三十四条 法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二十九条第一項第四号から第十号までに掲げる開発行為</p> <p>二 （略）</p> <p>（法第五十八条の二第一項第四号の政令で定める行為）</p> <p>第三十八条の六 法第五十八条の二第一項第四号の都市計画法事業の施行</p>	<p>（法第十五条第一項第六号の政令で定める小規模な土地区画整理事業等）</p> <p>第十条 法第十五条第一項第六号の政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業及び住宅街区整備事業は、それぞれ次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（法第二十九条第一項第十一号の政令で定める開発行為）</p> <p>第二十二条 法第二十九条第一項第十一号の政令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為）</p> <p>第三十四条 法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二十九条第一項第四号から第九号までに掲げる開発行為</p> <p>二 （略）</p> <p>（法第五十八条の二第一項第四号の政令で定める行為）</p> <p>第三十八条の六 法第五十八条の二第一項第四号の都市計画法事業の施行</p>

として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四（略）

五 密集市街地整備法による防災街区整備事業の施行として行う行為

として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四（略）

四 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替え）

（価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替え）

第三十三条 法第八十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十三条 法第八十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

改 正 案		現 行	
読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十四条第六項	及びその相手方 損失の補償及び補償をすべき時期	第九十四条第六項	その相手方 損失の補償及び補償をすべき時期
第六十三条第三項中	同条第五項	第六十三条第三項	同条第五項
第六十三条第二項中	同条第二項中「場合」において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは「とあるのは」場合においては「と、同条第五項	第六十三条第二項中	同条第二項中「場合」において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは「とあるのは」場合においては「と、同条第五項
読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十四条第六項	及びその相手方 損失の補償及び補償をすべき時期	第九十四条第六項	その相手方 損失の補償及び補償をすべき時期
第六十三条第三項中	同条第五項	第六十三条第三項	同条第五項
第六十三条第二項中	同条第二項中「場合」において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは「とあるのは」場合においては「と、同条第五項	第六十三条第二項中	同条第二項中「場合」において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは「とあるのは」場合においては「と、同条第五項

第三十四条 (略)
 (差押えがある場合の通知)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	若しくはその相手方 裁判申請者又はその 相手方(これらの者 のうち起業者である 者を除く。)	若しくは施行者 裁判申請者	「損失の補償」とあ るのは「都市再開発 法第七十三条第一項 第三号、第十一号又 は第十二号に掲げる 宅地若しくは建築物 又はこれらに関する 権利の価額」と、同 条第三項中「事業の 認定」とあるのは「 都市再開発法による 第一種市街地再開発 事業の事業計画」と
(略)	第九十四条第三項	都市再開発法第八 十条第三項において 準用する第九十四 条第三項	「損失の補償」とあ るのは「都市再開発 法第七十三条第一項 第三号、第十一号又 は第十二号に掲げる 宅地若しくは建築物 又はこれらに関する 権利の価額」と、同 条第三項中「事業の 認定」とあるのは「 都市再開発法による 第一種市街地再開発 事業の事業計画」と

第三十四条 (略)
 (差押えがある場合の通知)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	第九十四条第三項	都市再開発法第八 十条第三項において 準用する第九十四 条第三項	「損失の補償」とあ るのは「都市再開発 法第七十三条第一項 第三号、第十一号又 は第十二号に掲げる 宅地若しくは建築物 又はこれらに関する 権利の価額」と、同 条第三項

2 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について第二十五条各号に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なく、前項の差押えに係る権利について国土交通省令で定める事項を同項の差押えに係る配当機関に通知しなければならない。

3 第一項の差押えに係る宅地若しくは建築物又はその宅地に存する既登記の借地権について法第七十条第五項の規定により権利変換手続開始の登記が抹消されたときは、施行者（組合にあつては、その清算人）は、遅滞なく、その旨を第一項の差押えに係る配当機関に通知しなければならない。

（国土交通大臣等の認可を要しない管理処分計画の変更）

第四十六条の二 管理処分計画の変更のうち法第十八条の六第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一（五）（略）

（土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え）
 第四十六条の十五 法第十八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき 字句	読み替える字句
第二条第十号、第四十四条、第五十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第九号、第十二号及	施設建築敷地	施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む

（国土交通大臣等の認可を要しない管理処分計画の変更）

第四十六条の二 管理処分計画の変更のうち法第十八条の六第三項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一（五）（略）

（土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え）
 第四十六条の十五 法第十八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき 字句	読み替える字句
第二条第十号、第四十四条、第五十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第九号、第十二号及	施設建築敷地	施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む

(略)	<p>第二條の二第二項及び第三項第三号、第七條の十三第一項、第十一條第一項、第一百二十五條の二第二項</p>	<p>第十五号、第七十五條第二項、第七十六條第一項及び第三項、第七十七條第三項、第七十八條第一項、第八十五條第四項、第八十九條、第九十一條第一項、第一百三條第一項及び第二項、第四百條第一項、第四百八條第二項、<u>第一百十條第四項</u>、<u>第一百十條</u>、<u>第一百八條の十</u>、<u>第一百八條の二十一第一項</u>及び<u>第三項</u>、<u>第一百八條の二十五の二</u>、<u>第一百八條の二十八第二項</u></p>
(略)	<p>内の宅地</p>	
(略)	<p>内の宅地(特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)</p>)
(略)	<p>第二條の二第二項及び第三項第三号、第七條の十三第一項、第十一條第一項</p>	<p>第十五号、第七十五條第二項、第七十六條第一項及び第三項、第七十七條第三項、第七十八條第一項、第八十五條第四項、第八十九條、第九十一條第一項、第一百三條第一項及び第二項、第四百條第一項、第四百八條第二項、<u>第一百十條第三項</u>、<u>第一百十條</u>、<u>第一百八條の十</u>、<u>第一百八條の二十一第一項</u>及び<u>第三項</u>、<u>第一百八條の二十五の二</u>、<u>第一百八條の二十八第二項</u></p>
(略)	<p>内の宅地</p>	
(略)	<p>内の宅地(特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)</p>)

<p>四号前段、第十四条 第一項、同条第二項 において準用する第 七条の二第五項、第 五十条の四第一項、 同条第二項において 準用する第七条の二 第五項</p>	<p>借地の地積</p>	<p>域内の特定仮換地に 対応する従前の宅地 にあつては、当該宅 地についての特定仮 換地の地積） 借地の地積（当該区 域内の特定仮換地に 対応する従前の借地 にあつては、当該借 地についての特定仮 換地の地積）</p>
<p>第二条の二第三項第 四号前段、第十四条 第一項、第五十条の 四第一項、第一百八 条の六第二項</p>	<p>宅地の総地積</p>	<p>特定仮換地以外の宅 地及び特定仮換地の 総地積</p>
<p>第二条の二第三項第 四号後段、第十四条 第二項及び第五十条 の四第二項において 準用する第七条の二</p>	<p>宅地又は借地の地積</p>	<p>その区域内の特定仮 換地以外の借地及び その区域内の特定仮 換地に対応する従前 の借地についての特 定仮換地の総地積 宅地又は借地の地積 （当該区域内の特定 仮換地に対応する従 前の宅地又は借地に あつては、当該宅地</p>

<p>四号、第十四条、第 五十条の四</p>		
<p>借地の地積</p>	<p>宅地の総地積</p>	<p>借地の総地積</p>
<p>域内の特定仮換地に 対応する従前の宅地 にあつては、当該宅 地についての特定仮 換地の地積） 借地の地積（当該区 域内の特定仮換地に 対応する従前の借地 にあつては、当該借 地についての特定仮 換地の地積）</p>	<p>特定仮換地以外の宅 地及び特定仮換地の 総地積</p>	<p>その区域内の特定仮 換地以外の借地及び その区域内の特定仮 換地に対応する従前 の借地についての特 定仮換地の総地積</p>

第五項	(略) 第十四条第一項、第五十条の四第一項	(略)	(略) 第七十三条第一項第二号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第一百条第一項、第一百零一条第一項、第一百零二条第一項、第一百零三条第一項、第一百零四条第一項、第一百零五条第一項、第一百零六条第一項、第一百零七条第一項、第一百零八条第一項、第一百零九条第一項、第一百一十条第一項、第一百一十一条第一項、第一百一十二条第一項、第一百一十三条第一項、第一百一十四条第一項、第一百一十五条第一項、第一百一十六条第一項、第一百一十七条第一項、第一百一十八条第一項、第一百一十九条第一項、第一百二十条第一項、第一百二十一条第一項、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第一項
	(略) 宅地に	(略) 施行地区内に	宅地、借地権
又は借地についての 特定仮換地の地積)	(略) 宅地(特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)に	(略) 施行地区内の	宅地若しくはその宅地に存する借地権(特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。)

(略) 第十四条、第五十条の四	(略)	(略) 第七十三条第一項第二号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第一百条第一項、第一百零一条第一項、第一百零二条第一項、第一百零三条第一項、第一百零四条第一項、第一百零五条第一項、第一百零六条第一項、第一百零七条第一項、第一百零八条第一項、第一百零九条第一項、第一百一十条第一項、第一百一十一条第一項、第一百一十二条第一項、第一百一十三条第一項、第一百一十四条第一項、第一百一十五条第一項、第一百一十六条第一項、第一百一十七条第一項、第一百一十八条第一項、第一百一十九条第一項、第一百二十条第一項、第一百二十一条第一項、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第一項	(略) 第七十三条第一項第二号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第一百条第一項、第一百零一条第一項、第一百零二条第一項、第一百零三条第一項、第一百零四条第一項、第一百零五条第一項、第一百零六条第一項、第一百零七条第一項、第一百零八条第一項、第一百零九条第一項、第一百一十条第一項、第一百一十一条第一項、第一百一十二条第一項、第一百一十三条第一項、第一百一十四条第一項、第一百一十五条第一項、第一百一十六条第一項、第一百一十七条第一項、第一百一十八条第一項、第一百一十九条第一項、第一百二十条第一項、第一百二十一条第一項、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第一項
(略) 宅地に	(略) 施行地区内に	(略) 施行地区内に	宅地、借地権
(略) 宅地(特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)に	(略) 宅地(特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)に	(略) 施行地区内の	宅地若しくはその宅地に存する借地権(特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。)

<p>(略)</p> <p>第七十三条第一項第七号、第八十八条第五項、第八十八條第一項第二号</p>	<p>(略)</p> <p>内の建築物</p>	<p>(略)</p> <p>内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>第八十八條第一項第二号</p>	<p>(略)</p> <p>存する建築物</p>	<p>(略)</p> <p>存する施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>第八十八條の六第二項</p>	<p>(略)</p> <p>宅地に</p>	<p>(略)</p> <p>宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に</p>
<p>第八十八條の六第二項、同条第三項において準用する第七條の二第五項</p>	<p>宅地の地積</p>	<p>宅地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）</p>

<p>(略)</p> <p>第七十三条第一項第七号、第八十八条第五項、第八十八條第一項</p>	<p>(略)</p> <p>内の建築物</p>	<p>(略)</p> <p>内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>第八十八條第一項</p>	<p>(略)</p> <p>存する建築物</p>	<p>(略)</p> <p>存する施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>第八十八條の六第二項</p>	<p>(略)</p> <p>宅地に</p>	<p>(略)</p> <p>宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に</p>
<p>宅地の地積</p>	<p>宅地の地積</p>	<p>宅地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）</p>

(略)	<p>第七條の二第五項 第一百八條の六第三項において準用する</p>	(略)	<p>宅地又は借地の地積</p>	(略)	<p>宅地又は借地の地積 (施行地区内の特定 仮換地に対応する従 前の宅地又は借地に あつては、当該宅地 又は借地についての 特定仮換地の地積)</p>	<p>項 第一百八條の六第二</p>	<p>借地の総地積</p>	<p>施行地区内の特定仮 換地以外の借地及び 施行地区内の特定仮 換地に対応する従前 の借地についての特 定仮換地の総地積</p>		<p>借地の地積</p>	<p>借地の地積(施行地 区内の特定仮換地に 対応する従前の借地 にあつては、当該借 地についての特定仮 換地の地積)</p>			
(略)		(略)		(略)			<p>借地の総地積</p>	<p>施行地区内の特定仮 換地以外の借地及び 施行地区内の特定仮 換地に対応する従前 の借地についての特 定仮換地の総地積</p>		<p>借地の総地積</p>	<p>特定仮換地以外の宅 地及び特定仮換地の 総地積</p>		<p>借地の地積</p>	<p>借地の地積(施行地 区内の特定仮換地に 対応する従前の借地 にあつては、当該借 地についての特定仮 換地の地積)</p>

五 都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第二百五十四号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二十八条第三項第二号の政令で定める住宅）</p> <p>第五条 法第二十八条第三項第二号の政令で定める住宅は、次に掲げる住宅とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第三条第一項第一号</u>に規定する防災再開発促進地区の区域内におけるその一体的かつ総合的な市街地の再開発の促進に必要な住宅又は同法第三十条第一項に規定する防災都市施設の整備と一体となつて同法第二条第三号に規定する特定防災機能を確保するために必要な住宅</p> <p>六・七 （略）</p> <p>（発行の認可）</p> <p>第三十条 公団は、法第五十五条第一項の規定により都市基盤整備債券の発行の認可を受けようとするときは、都市基盤整備債券の募集の日の一月前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>第二十三条第三項第一号</u>から第七号までに掲げる事項</p> <p>三～五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（他の法令の準用）</p>	<p>（法第二十八条第三項第二号の政令で定める住宅）</p> <p>第五条 法第二十八条第三項第二号の政令で定める住宅は、次に掲げる住宅とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第三条第一項</u>に規定する防災再開発促進地区の区域内におけるその一体的かつ総合的な市街地の再開発の促進に必要な住宅</p> <p>六・七 （略）</p> <p>（発行の認可）</p> <p>第三十条 公団は、法第五十五条第一項の規定により都市基盤整備債券の発行の認可を受けようとするときは、都市基盤整備債券の募集の日の一月前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>第二十三条第二項第一号</u>から第七号までに掲げる事項</p> <p>三～五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（他の法令の準用）</p>

第三十一条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十一 (略)

十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第五項、第十二条の二第三項、第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項(同法第五十二条の二第二項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。)、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

十三〇二十一 (略)

二十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項第三号及び第二百八十一条第一項

二三〇三十二 (略)

2 (略)

第三十一条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十一 (略)

十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第五項、第十二条の二第三項、第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項(同法第五十二条の二第二項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。)、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

十三〇二十一 (略)

二十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項第三号

二三〇三十二 (略)

2 (略)

六 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十七条第一項第八号の政令で定める都市施設）</p> <p>第六条 法第三十七条第一項第八号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>（法第四十二条の政令で定める期間）</p> <p>第七条 法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項若しくは第三項、第三十八条第一項（事業計画の変更）（都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第五十条の二第一項、第五十条の九第一項（同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）又は第五十八条第一項（同令第四条第一項又は第三項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）の規定による認可 三月</p>	<p>（法第三十七条第一項第六号の政令で定める都市施設）</p> <p>第六条 法第三十七条第一項第六号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>（法第四十二条の政令で定める期間）</p> <p>第七条 法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項若しくは第三項、第三十八条第一項（事業計画の変更）（都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第五十条の二第一項、第五十条の九第一項（同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）若しくは第五十八条第一項（同令第四条第一項又は第三項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）又は土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段（事業計画の変更）（土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第七十一条の二第一項若しくは第七十一条の三第十四項（同令第四条に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）の規定による認可 三月</p>
<p>二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九</p>	

年法律第四十九号) 第三百二十六条第一項若しくは第三項、第五百五十七条第一項(事業計画の変更)(同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)(の認可に係る部分に限る。)、第六十五条第一項、第七十二条第一項(同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る部分を除く。)(又は第八十八条第一項(同条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る部分を除く。)(の規定による認可 三月

三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段(事業計画の変更(土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。)(の認可に係る部分に限る。)、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項(同令第四条に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。)(の規定による認可 三月

四 (略)

二 (略)

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政 令	政 令
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成八年政令第二百十三号）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。） 二 第二十六条に規定する事務（都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）
（略）	（略）

政 令	政 令
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成八年政令第二百十三号）	（略）
（略）	（略）

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	計量法施行令 （平成五年政 令第三百二十 九号）	事務	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの

- 一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）
- 二 第二十六条に規定する事務（事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）
- 三 第二十八条において準用する都市再開発法施行令第八条第三項に規定する事務

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	計量法施行令 （平成五年政 令第三百二十 九号）	事務	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（法附則第三十一条の三第七項の防災街区整備推進機構等）</p> <p>第十五条の五 法附則第三十一条の三第七項に規定する政令で定める防災街区整備推進機構は、同項に規定する防災街区整備推進機構のうち、民法第三十四条の法人であるものとする。</p> <p>2 法附則第三十一条の三第七項に規定する政令で定める土地は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百九十条第三号イに掲げる土地で、都市計画法第十二条の四第一項第二号に規定する防災街区整備地区計画の区域内にあるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第二十二條第一項に規定する特別の事由）</p> <p>第五條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三條第三項若しくは第四項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業、<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）</u>に基づく<u>防災街区整備事業</u>又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（法第二十二條第一項に規定する特別の事由）</p> <p>第五條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三條第三項若しくは第四項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>二 四（略）</p>

改 正 案

現 行

<p>（手数料） 第二条（略） 2 法第百二十五条第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一件につき次の表のとおりとする。</p>	<p>（手数料） 第二条（略） 2 法第百二十五条第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一件につき次の表のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="976 152 1024 1108">納付しなければならない者</td> <td data-bbox="976 1108 1024 2045">金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 152 976 1108"> 八次に掲げる法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者 イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条の四第二項（同法第五十七条の五及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十五条において準用する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する都市計画法第二十八条第三項 ロ（二）（略） ホ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第一項 </td> <td data-bbox="258 1108 976 2045"> 損失補償の見積額に 応じて五の項の場合と同じ方法で算出した金額の二分の一の金額とする。 </td> </tr> </table>	納付しなければならない者	金額	八次に掲げる法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者 イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条の四第二項（同法第五十七条の五及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十五条において準用する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する都市計画法第二十八条第三項 ロ（二）（略） ホ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第一項	損失補償の見積額に 応じて五の項の場合と同じ方法で算出した金額の二分の一の金額とする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="976 1108 1024 2045">納付しなければならない者</td> <td data-bbox="976 2045 1024 2045">金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1108 976 2045"> 八次に掲げる法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者 イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条の四第二項（同法第五十七条の五において準用する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する同法第二十八条第三項 ロ（二）（略） </td> <td data-bbox="258 2045 976 2045"> 損失補償の見積額に 応じて五の項の場合と同じ方法で算出した金額の二分の一の金額とする。 </td> </tr> </table>	納付しなければならない者	金額	八次に掲げる法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者 イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条の四第二項（同法第五十七条の五において準用する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する同法第二十八条第三項 ロ（二）（略）	損失補償の見積額に 応じて五の項の場合と同じ方法で算出した金額の二分の一の金額とする。
納付しなければならない者	金額								
八次に掲げる法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者 イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条の四第二項（同法第五十七条の五及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十五条において準用する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する都市計画法第二十八条第三項 ロ（二）（略） ホ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第一項	損失補償の見積額に 応じて五の項の場合と同じ方法で算出した金額の二分の一の金額とする。								
納付しなければならない者	金額								
八次に掲げる法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者 イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条の四第二項（同法第五十七条の五において準用する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する同法第二十八条第三項 ロ（二）（略）	損失補償の見積額に 応じて五の項の場合と同じ方法で算出した金額の二分の一の金額とする。								
3 （略）	3 （略）								

改 正 案	現 行
<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等） 第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するための必要な施設</p> <p>六～九 （略）</p>	<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等） 第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設</p> <p>六～九 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（占用物件）</p> <p>第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）</p> <p>十 （略）</p> <p>（占用に関する制限）</p> <p>第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 第十二条第九号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計</p>	<p>（占用物件）</p> <p>第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）</p> <p>十 （略）</p> <p>（占用に関する制限）</p> <p>第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 第十二条第九号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業に関する都市計画において定められた</p>

画において定められた施行区域に近接するもので〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものであり、占有する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

九・十（略）

施行区域に近接するもので〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものであり、占有する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

九・十（略）

改 正 案	現 行
<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）</p> <p>第二十条の二（略）</p> <p>2 法第三十一条の二第二項第二号に規定する宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする法人として政令で定めるものは、次に掲げる法人とし、同号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第一項第一号二に掲げる土地の譲渡とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第二百九十条第三号イに掲げる土地の取得、管理及び譲渡を行う同法第二百八十九条第一項に規定する防災街区整備推進機構（民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。）</u></p> <p>六（略）</p> <p>3～20（略）</p> <p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の</p>	<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）</p> <p>第二十条の二（略）</p> <p>2 法第三十一条の二第二項第二号に規定する宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする法人として政令で定めるものは、次に掲げる法人とし、同号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第一項第一号二に掲げる土地の譲渡とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第一百七十七条第三号に掲げる業務を行う同法第一百六条第一項に規定する防災街区整備推進機構</u></p> <p>六（略）</p> <p>3～20（略）</p> <p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の</p>

特別控除)

第二十二條の八 (略)

2) 13 (略)

14 法第三十四條の二第二項第八号に規定する政令で定める防災街区整備推進機構は、民法第三十四條の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規定する政令で定める事業は、同号の防災街区整備地区計画の区域内において行われる次に掲げる事業(当該事業が同号に規定する防災街区整備推進機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)とする。

一) 三 (略)

15) 33 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八條の四 (略)

2) 10 (略)

11 法第六十二條の三第三項に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げる譲渡とする。

一・二 (略)

三 防災街区計画整備組合が次に掲げる事業を施行する場合における当該事業の区分に応じ当該防災街区計画整備組合が行うそれぞれ次に定める譲渡

イ (略)

ロ 都市再開発法による第一種市街地再開発事業 同法第八十七條

特別控除)

第二十二條の八 (略)

2) 13 (略)

14 法第三十四條の二第二項第八号に規定する政令で定める事業は、同号の防災街区整備地区計画の区域内において行われる次に掲げる事業(当該事業が同号に規定する防災街区整備推進機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)とする。

一) 三 (略)

15) 33 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八條の四 (略)

2) 10 (略)

11 法第六十二條の三第三項に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げる譲渡とする。

一・二 (略)

三 防災街区整備組合が次に掲げる事業を施行する場合における当該事業の区分に応じ当該防災街区整備組合が行うそれぞれ次に定める譲渡

イ (略)

ロ 都市再開発法による第一種市街地再開発事業 同法第八十七條

若しくは第八十八条の規定により当該防災街区計画整備組合に帰属した土地等（同法第七十七条第四項（同法第一百一条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により権利変換計画において当該第一種市街地再開発事業に係る施行者たる当該防災街区計画整備組合に帰属するように定められたものに限る。）の譲渡又は同法第一百条第二項の規定により取得した土地等の譲渡

13 法第六十二条の三第四項第二号に規定する宅地若しくは住宅の供給

又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする法人として政令で定めるものは、次に掲げる法人とし、同号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第一項第一号二に掲げる土地の譲渡とする。

一～四（略）

五 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百九十条第三号イに掲げる土地の取得、管理及び譲渡を行う同法第二百八十九条第一項に規定する防災街区整備推進機構（民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拋出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拋出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。）

六（略）

14
14
40
（略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別

若しくは第八十八条の規定により当該防災街区整備組合に帰属した土地等（同法第七十七条第四項（同法第一百一条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により権利変換計画において当該第一種市街地再開発事業に係る施行者たる当該防災街区整備組合に帰属するように定められたものに限る。）の譲渡又は同法第一百条第二項の規定により取得した土地等の譲渡

13 法第六十二条の三第四項第二号に規定する宅地若しくは住宅の供給

又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする法人として政令で定めるものは、次に掲げる法人とし、同号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第一項第一号二に掲げる土地の譲渡とする。

一～四（略）

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百七十条第三号に掲げる業務を行う同法第一百六条第一項に規定する防災街区整備推進機構

六（略）

14
14
40
（略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別

控除)

第三十九条の五 (略)

2) 14 (略)

15 法第六十五条の四第一項第八号に規定する政令で定める防災街区整備推進機構は、民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規定する政令で定める事業は、同号の防災街区整備地区計画の区域内において行われる次に掲げる事業(当該事業が同号に規定する防災街区整備推進機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)とする。

一) 三 (略)

16) 34 (略)

控除)

第三十九条の五 (略)

2) 14 (略)

15 法第六十五条の四第一項第八号に規定する政令で定める事業は、同号の防災街区整備地区計画の区域内において行われる次に掲げる事業(当該事業が同号に規定する防災街区整備推進機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)とする。

一) 三 (略)

16) 34 (略)

改 正 案	現 行
<p>（法第十七条第十一項の政令で定める耐火建築物等）</p> <p>第四条 法第十七条第十一項第一号に規定する政令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当する耐火建築物等とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 土地の利用が細分されていること等により土地の利用状況が不健全な土地の区域において建替え（法第十七条第十一項に規定する建替えをいう。以下同じ。）により新たに建設するもの（従前の細分された二以上の敷地を一の敷地とするものに限る。）又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するものであること。</p> <p>八 （略）</p> <p>2 法第十七条第十一項第二号に規定する政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>（第百七十五条第五号に規定する防災施設建築物である中高層耐火建築物（以下「中高層防災施設建築物」という。）</u></p> <p>二 五 （略）</p> <p>六 都市計画法第八条第一項第五号の二の特定防災街区整備地区内の中高層耐火建築物</p> <p>七・八 （略）</p> <p>九 都市計画法第十二条の四第一項第二号の防災街区整備地区計画の</p>	<p>（法第十七条第十一項の政令で定める耐火建築物等）</p> <p>第四条 法第十七条第十一項第一号に規定する政令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当する耐火建築物等とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 土地の利用が細分されていること等により土地の利用状況が不健全な土地の区域において建替え（法第十七条第十一項に規定する建替えをいう。以下同じ。）により新たに建設するものであつて、従前の細分された二以上の敷地を一の敷地とするもの又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するものであること。</p> <p>八 （略）</p> <p>2 法第十七条第十一項第二号に規定する政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 都市計画法第十二条の四第一項第二号の防災街区整備地区計画の</p>

区域内の中高層耐火建築物で、当該防災街区整備地区計画に係る密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画において当該建築物につきその容積率の最低限度、その建築面積の最低限度及びその高さの最低限度が定められているもの

十四 (略)

十五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第八条に規定する認定建替計画において新築する建築物として定められた中高層耐火建築物で、同法第三条第一項第一号の防災再開発促進地区の区域のうち市街地の土地の合理的な高度利用に寄与するものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める区域内のもの

3 (略)

(合理的土地利用耐火建築物等の購入の貸付金の限度)

第十三条 法第十七条第十二項の規定による貸付金(同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係る貸付金にあつては、第六条の三に規定する住宅に係る貸付金に限る。以下この条において「合理的土地利用耐火建築物等購入貸付金」という。)の金額の限度は、合理的土地利用耐火建築物等の購入価額(公庫の認める額を限度とする。以下この条において同じ。)又は法第十七条第十一項第一号から第三号までに掲げる建築物の購入に付随して新たに取得する土地若しくは借地権の価額(公庫の認める額を限度とする。以下この条において同じ。)のそれぞれ八割に相当する金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合における貸付金の金額の限度は、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 (略)

区域内の中高層耐火建築物で、当該防災街区整備地区計画に係る密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画において当該建築物につきその容積率の最低限度、その建築面積の最低限度及びその高さの最低限度が定められているもの

十二 (略)

十三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第八条に規定する認定建替計画において新築する建築物として定められた中高層耐火建築物で、同法第三条第一項の防災再開発促進地区の区域のうち市街地の土地の合理的な高度利用に寄与するものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める区域内のもの

3 (略)

(合理的土地利用耐火建築物等の購入の貸付金の限度)

第十三条 法第十七条第十二項の規定による貸付金(同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係る貸付金にあつては、第六条の三に規定する住宅に係る貸付金に限る。以下この条において「合理的土地利用耐火建築物等購入貸付金」という。)の金額の限度は、合理的土地利用耐火建築物等の購入価額(公庫の認める額を限度とする。以下この条において同じ。)又は法第十七条第十一項第一号から第三号までに掲げる建築物の購入に付随して新たに取得する土地若しくは借地権の価額(公庫の認める額を限度とする。以下この条において同じ。)のそれぞれ八割に相当する金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合における貸付金の金額の限度は、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 (略)

二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百七
 条第二号に規定する施行地区内に同条第四号に規定する宅地を所有
 する者、当該施行地区内に権原に基づき存する建築物を所有する者
 又は当該施行地区内の建築物について同法第二条第十五号に規定す
 る借家権を有する者が当該施行地区内の中高層防災施設建築物を購
 入する場合、中高層防災施設建築物の購入価額及び中高層防災施設
 建築物の購入に付随して新たに取得する土地又は借地権の価額のそ
 れぞれ九割に相当する金額

三 前二号に掲げる者以外の者が自ら居住するため、又は親族の居住
 の用に供するため施設建築物又は中高層防災施設建築物を購入する
 場合、施設建築物又は中高層防災施設建築物の購入価額及び施設建
 築物又は中高層防災施設建築物の購入に付随して新たに取得する土
 地又は借地権の価額のそれぞれ八割五分に相当する金額

2
 3
 4 (略)

(法第二十一条第七項の政令で定める償還期間及び据置期間)
 第十七条 法第二十一条第七項の政令で定める償還期間及び据置期間は
 、次の表の区分の欄各項に掲げる貸付金の区分に応じ、それぞれ同表
 の償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	償還期間	据置期間
一〜五 (略)				
六	法第十七条	イ 住宅部	二十五年以内(法第十七条	
	第十一項又	分に係る	第十一項第二号に掲げる建	
	は第十二項	貸付金	築物でその全部が住宅であ	
	の規定によ		るものを建設する者に対す	
	る貸付金で		る貸付金にあつては三十年	
同条第十一			以内、自ら居住するため、	

二 前号に掲げる者以外の者が自ら居住するため、又は親族の居住の
 用に供するため施設建築物を購入する場合、施設建築物の購入価額
 及び施設建築物の購入に付随して新たに取得する土地又は借地権の
 価額のそれぞれ八割五分に相当する金額

2
 3
 4 (略)

(法第二十一条第七項の政令で定める償還期間及び据置期間)
 第十七条 法第二十一条第七項の政令で定める償還期間及び据置期間は
 、次の表の区分の欄各項に掲げる貸付金の区分に応じ、それぞれ同表
 の償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	償還期間	据置期間
一〜五 (略)				
六	法第十七条	イ 住宅部	二十五年以内(法第十七条	
	第十一項又	分に係る	第十一項第二号に掲げる建	
	は第十二項	貸付金	築物でその全部が住宅であ	
	の規定によ		るものを建設する者に対す	
	る貸付金で		る貸付金にあつては三十年	
同条第十一			以内、自ら居住するため、	

七 (略)	項第二号に掲げる建築物に係るもの		又は親族の居住の用に供するため施設建築物又は中高層防災施設建築物を購入する者に対する貸付金にあつては三十五年以内)	
	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)		(略)

2・3 (略)

附則

1・3 (略)

4 昭和六十年十一月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次の各号に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度は、第七条、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める金額に二千百万円を加算した金額とする。

一・二 (略)

三 法第十七条第十二項の規定による貸付金で自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため施設建築物又は中高層防災施設建築物を購入する者に対するもの 第十三条第一項各号に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第四項の規定による加算後の金額）

5・10 (略)

七 (略)	項第二号に掲げる建築物に係るもの		又は親族の居住の用に供するため施設建築物を購入する者に対する貸付金にあつては三十五年以内)	
	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)		(略)

2・3 (略)

附則

1・3 (略)

4 昭和六十年十一月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次の各号に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度は、第七条、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める金額に二千百万円を加算した金額とする。

一・二 (略)

三 法第十七条第十二項の規定による貸付金で自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため施設建築物を購入する者に対するもの 第十三条第一項各号に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第四項の規定による加算後の金額）

5・10 (略)

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項</p> <p>九～二十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項</p> <p>九～二十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>(国の負担金の割合の特例)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。次項において同じ。）で、前項各号に掲げるもの（同項又は次条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係るものを除く。）及び土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に係るもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の負担金の割合は、十分の五・五とする。</p> <p>一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業、<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築</u></p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(国の負担金の割合の特例)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。次項において同じ。）で、前項各号に掲げるもの（同項又は次条第一号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係るものを除く。）及び土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に係るもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の負担金の割合は、十分の五・五とする。</p> <p>一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>九～二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>九～二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>九～二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>九～二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）</u>第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十一〇十七（略）</p> <p>十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十条第一項第三号及び第二百八十一条第一項</p> <p>十九〇二十六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十一〇十七（略）</p> <p>十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第三十三条第一項第三号</u></p> <p>十九〇二十六（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案

現 行

別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）

別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）

名称 (略)	根拠法 (略)	登記事項 (略)
防災街区計画整備組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法

名称 (略)	根拠法 (略)	登記事項 (略)
防災街区整備組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	地区 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法

別表二（第十三条関係）

別表二（第十三条関係）

名称 (略)	判 決 (略)
防災街区計画整備組合	出資一口の金額の減少を無効とし、又は創立總會若しくは總會の決議を取り消し、若しくはその不存在若しくは無効を確認する判決

名称 (略)	判 決 (略)
防災街区整備組合	出資一口の金額の減少を無効とし、又は創立總會若しくは總會の決議を取り消し、若しくはその不存在若しくは無効を確認する判決

改 正 案

現 行

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）
 第二条の四 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分
 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）
 第二条の四 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分
 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）
 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項た
 だし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八
 条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項た
 だし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項
 ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及
 び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第
 五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及
 び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用
 する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一
 項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七
 条の二第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二
 第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並び
 に第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十二条の二第
 三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第
 八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項
 、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十
 条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に
 基づく条例の規定による処分

一 （略）
 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項た
 だし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八
 条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項た
 だし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項
 ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及
 び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第
 五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及
 び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用
 する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一
 項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十八
 条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項
 、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第
 三項の許可、同法第五十二条の二第三項の規定による指定、同法第
 八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定に
 による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十九条第一項、第四
 十条の二、第五十条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第
 六十八條の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇五の二（略）

三〇五の二（略）

五の三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百六条第一項、第九十七条第一項及び第二百八十三条第一項の許可

六〇二十七（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合

五の三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百五条第一項の許可

六〇二十七（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四

を含む。)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項から第十三項まで、第五十二条の二第三項、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三條の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第五項(これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで並びに第八十六条の二第一項から第三項まで

三十三(略)

十二の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二項、第九十七條第一項、第二百三十條並びに第二百八十三條第一項

十三(略)

2・3 (略)

十九條(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項から第十三項まで、第五十二条の二第三項、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三條の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第二項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第五項(これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで並びに第八十六条の二第一項から第三項まで

三十三(略)

十二の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二項

十三(略)

2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（協同組合等に準ずる法人）</p> <p>第八条 法第二条第十七号八（資本積立金額の意義）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 企業組合、協業組合、農住組合及び防災街区計画整備組合</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（協同組合等に準ずる法人）</p> <p>第八条 法第二条第十七号八（資本積立金額の意義）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 企業組合、協業組合、農住組合及び防災街区整備組合</p> <p>二・三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第一条第二項第一号の政令で定める防災街区整備推進機構）</p> <p>第五条の五 法第一条第二項第一号の政令で定める防災街区整備推進機構は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であるものとする。</p> <p>（法第一条第二項第一号の政令で定める土地）</p> <p>第五条の六 法第一条第二項第一号の政令で定める土地は、都市計画法第十二条の四第一項第二号の防災街区整備地区計画の区域内の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百九十条第三号イに掲げる土地とする。</p> <p>（法第一条第三項第一号の政令で定める個人施行者）</p> <p>第五条の七 （略）</p> <p>（資金の貸付けの対象となる市街地再開発事業に要する費用の範囲）</p> <p>第五条の八 （略）</p> <p>（法第一条第三項第二号の政令で定める法人）</p> <p>第五条の九 （略）</p> <p>（資金の貸付けの対象となる施設建築物又は施設建築敷地に関する権利の取得に必要な費用の範囲）</p> <p>第五条の十 （略）</p>	<p>（法第一条第三項第一号の政令で定める個人施行者）</p> <p>第五条の五 （略）</p> <p>（資金の貸付けの対象となる市街地再開発事業に要する費用の範囲）</p> <p>第五条の六 （略）</p> <p>（法第一条第三項第二号の政令で定める法人）</p> <p>第五条の七 （略）</p> <p>（資金の貸付けの対象となる施設建築物又は施設建築敷地に関する権利の取得に必要な費用の範囲）</p> <p>第五条の八 （略）</p>

二十四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）
 （第二十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。 一・二（略） 三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項</u>において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項 四〇六（略） 七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項第三号 八〇十三（略） 二（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。 一・二（略） 三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項 四〇六（略） 七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第三十三条第一項第三号</u> 八〇十三（略） 二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条 次の特令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。</u>）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十二〇十九（略）</p> <p>二十 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十条第一項第三号</p> <p>二一〇一〇二十六（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条 次の特令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十二〇十九（略）</p> <p>二十 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第三十三条第一項第三号</u></p> <p>二一〇一〇二十六（略）</p> <p>二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第四条第二項の政令で定める法人、事業、規模及び要件） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第九号に規定する政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときは、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内にあつては、当該指定都市又は中核市）は、条例で、区域を限り、百平方メートル（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第三条第一項第一号</u>に規定する防災再開発促進地区の区域（次条において「防災再開発促進地区の区域」という。）内にあつては、五十平方メートル）以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。</p> <p>4（略）</p>	<p>（法第四条第二項の政令で定める法人、事業、規模及び要件） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第九号に規定する政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときは、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内にあつては、当該指定都市又は中核市）は、条例で、区域を限り、百平方メートル（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）<u>第三条第一項</u>に規定する防災再開発促進地区の区域（次条において「防災再開発促進地区の区域」という。）内にあつては、五十平方メートル）以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。</p> <p>4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業、防災街区整備事業組合又は同法第一百九条第一項若しくは第三項の規定による施行者</p> <p>八（略）</p>	<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第三条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業 防災街区整備事業組合又は同法第百十九条第一項若しくは第三項の規定による施行者</p> <p>八（略）</p>	<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第三条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七（略）</p>

二十九 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）（抄）（第二十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）</p> <p>第九条 法第十条第一項第四号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業の施行として行う行為</p>	<p>（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）</p> <p>第九条 法第十条第一項第四号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（組合の地区に含むことができない区域）</p> <p>第十四条 法第六十条第三号（法第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める区域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条第二項の規定により同条第一項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる事業について都市計画に定められた施行区域並びに同法第十二条の二第二項の規定により都市計画に定められた同条第一項各号に掲げる予定区域とする。</p>	<p>（組合の地区に含むことができない区域）</p> <p>第十四条 法第六十条第三号（法第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める区域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条第二項の規定により同条第一項第二号から第五号までに掲げる事業について都市計画に定められた施行区域及び同法第十二条の二第二項の規定により都市計画に定められた同条第一項各号に掲げる予定区域とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除外される区域）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める区域は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十一条第一項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設（公園及び緑地を除く。）の区域</p>	<p>（市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除外される区域）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める区域は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p>

改 正 案

現 行

（広告の規制等に係る許可等の処分）

第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づき許可等の処分
で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項た
だし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八
条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項た
だし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項
ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及
び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第
五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及
び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用
する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一
項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七
条の二第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二
第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並び
に第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十二条の二第
三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第
八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項
、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十
条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に
基づく条例の規定による処分

三六（略）

（広告の規制等に係る許可等の処分）

第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づき許可等の処分
で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項た
だし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八
条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項た
だし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項
ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及
び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第
五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及
び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用
する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一
項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十八
条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項
、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第
三項の許可、同法第五十二条の二第三項の規定による指定、同法第
八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定によ
る認定並びに同法第三十九条第二項、第四十九条第一項、第四十九
条の二、第五十条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六十
八条の九の規定に基づき条例の規定による処分

三六（略）

六の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百十六條第一項、第百九十七條第一項及び第百八十三條第一項の許可
七〇三十一（略）

六の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百十五條第一項の許可
七〇三十一（略）

改 正 案

現 行

（申請に対する処分及び不利益処分に關する規定の適用が除外される法人）

（申請に対する処分及び不利益処分に關する規定の適用が除外される法人）

第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、海洋科学技術センター、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、広域臨海環境整備センター、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、産業基盤整備基金、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、情報処理振興事業協会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国農業会議所、総合研究開発機構、地方議会議員共済会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、通信・放送機構、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、都道府県農業会議、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、農業共済組合、農業共済組合連合

第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、海洋科学技術センター、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、広域臨海環境整備センター、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、産業基盤整備基金、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、情報処理振興事業協会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国農業会議所、総合研究開発機構、地方議会議員共済会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、通信・放送機構、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、都道府県農業会議、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、農業共済組合、農業共済組合連合

会、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

会、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第八条 機構は、特例業務を行う場合においては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整区域において、同法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十二号までに掲げるものを除く。）を行おうとするときは、当該開発行為について、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市における場合にあつては当該指定都市、中核市又は特例市の長とし、都市計画法第二十九条の事務が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六条の規定により港務局の長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は港務局の長とする。）に協議しなければならぬ。</p>	<p>第八条 機構は、特例業務を行う場合においては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整区域において、同法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十号までに掲げるものを除く。）を行おうとするときは、当該開発行為について、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市における場合にあつては当該指定都市、中核市又は特例市の長とし、都市計画法第二十九条の事務が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六条の規定により港務局の長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は港務局の長とする。）に協議しなければならぬ。</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十三条 次<small>の</small>法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</p> <p>六～八 （略）</p> <p>九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項第三号</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十三条 次<small>の</small>法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</p> <p>六～八 （略）</p> <p>九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</p> <p>六～十 （略）</p> <p>十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十条第一項第三号</p> <p>十二～十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</p> <p>六～十 （略）</p> <p>十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号</p> <p>十二～十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

三十七 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）
 （抄）（第三十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇百五（略）</p> <p>百六 防災街区整備事業組合</p> <p>百七〇百十二（略）</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇百五（略）</p> <p>百六 削除</p> <p>百七〇百十二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十六（略）</p> <p>二十七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</p> <p>二十八～三十六（略）</p> <p>三十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項第三号</p> <p>三十八～四十四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十六（略）</p> <p>二十七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</p> <p>二十八～三十六（略）</p> <p>三十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号</p> <p>三十八～四十四（略）</p> <p>2（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十二〇十六（略）</p> <p>十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十条第一項第三号</p> <p>十八〇二十四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十二〇十六（略）</p> <p>十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号</p> <p>十八〇二十四（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（国土交通省組織令の一部改正）

（国土交通省組織令の一部改正）

第三十九条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号を次のように改める。

第四条第一項第三十四号を次のように改める。

三十四 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に關すること。

三十四 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に關すること。

第七条第一項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、

第七条第一項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二

第二十三号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第二十六号」を「前項第二十五号」に改める。

第二十五号」を「前項第二十四号」に改める。

第三十九条第四号を次のように改める。

第三十九条第四号を次のように改める。

四 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に關すること。

四 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に關すること。

第九十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第九十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第二条の見出し中「の特例」を「についての読替え等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

附則第二条の見出し中「の特例」を「についての読替え等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総合政策局の所掌事務については、当分の間、第四条第一項第三十四号中「關すること」とあるのは、「關すること（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）」とする。

総合政策局の所掌事務については、当分の間、第四条第一項第三十四号中「關すること」とあるのは、「關すること（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）」とする。

附則第三条に次の一項を加える。

附則第三条に次の一項を加える。

2 都市・地域整備局は、第七条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附

2 都市・地域整備局は、第七条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附

則第七条第一項第一号に掲げる業務（同法附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号。附則第十条の二において「旧事業団法」という。）第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

附則第五条の三を附則第五条の四とし、附則第五条の二の次に次の一条を加える。

（総合政策局環境・海洋課の所掌事務についての読替え）

第五条の三 総合政策局環境・海洋課の所掌事務については、当分の間、第三十九号第四号中「関すること」とあるのは、「関すること

（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）」とする。

附則第十条の次に次の一条を加える。

（都市・地域整備局公園緑地課の所掌事務の特例）

第十条の二 都市・地域整備局公園緑地課は、第九十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法附則第七条第一項第一号に掲げる業務（旧事業団法第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

則第七条第一項第一号に掲げる業務（同法附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号。附則第十条の二において「旧事業団法」という。）第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

附則第五条の三を附則第五条の四とし、附則第五条の二の次に次の一条を加える。

（総合政策局環境・海洋課の所掌事務についての読替え）

第五条の三 総合政策局環境・海洋課の所掌事務については、当分の間、第三十九号第四号中「関すること」とあるのは、「関すること

（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）」とする。

附則第十条の次に次の一条を加える。

（都市・地域整備局公園緑地課の所掌事務の特例）

第十条の二 都市・地域整備局公園緑地課は、第九十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法附則第七条第一項第一号に掲げる業務（旧事業団法第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

改 正 案	現 行
<p>（都市・地域整備局の所掌事務）</p> <p>第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関すること（防災街区整備事業及び都市基盤整備公団の行う業務に関すること並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条第一項に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関すること。</p> <p>十六 （略）</p> <p>十七 都市基盤整備公団の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもの）で都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務</p> <p>十八～二十九 （略）</p> <p>2 下水道部は、前項第二十六号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るもの）については、工事の指導に関することに限る。）をつかさどる。</p>	<p>（都市・地域整備局の所掌事務）</p> <p>第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関すること（都市基盤整備公団の行う業務に関すること並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五 （略）</p> <p>十六 都市基盤整備公団の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>十七～二十八 （略）</p> <p>2 下水道部は、前項第二十五号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るもの）については、工事の指導に関することに限る。）をつかさどる。</p>

(住宅局の所掌事務)

第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 防災街区整備事業に関する事(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)

九 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合、再開発会社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業(都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うもの及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行うものを除く。)の助成及び監督に関する事。

十 (略)

(都市計画課の所掌事務)

第八十七条 都市計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(第三章並びに第六章第一節、第三節及び第四節を除く。)の施行に関する事(防災街区計画整備組合が施行する防災街区整備事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関する事を除く。)

三・四 (略)

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 防災街区整備事業(都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。)の助成及び監督に関する事。

(住宅局の所掌事務)

第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区整備組合、再開発会社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業(都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うもの及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行うものを除く。)の助成及び監督に関する事。

九 (略)

(都市計画課の所掌事務)

第八十七条 都市計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号、第三十一条を除く。)の施行に関する事(住宅局及び市街地整備課の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

四 都市基盤整備公団の行う業務のうち、次に掲げるものに関するこ
と。

イ・ロ (略)

ハ 防災街区整備事業(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のも
ので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うもの
に限る。)に係る業務

五〃九 (略)

(市街地建築課の所掌事務)

第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〃五 (略)

六 防災街区整備事業に関すること(都市基盤整備公団の行う業務に
関すること及び都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)

七 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合、再開発
会社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社
が施行する市街地再開発事業(都市計画において定められた重要な
公共施設の整備を伴うもの及び地域振興整備公団が宅地の造成と併
せて行うものを除く。)の助成及び監督に関すること。

八 (略)

三 都市基盤整備公団の行う業務のうち、次に掲げるものに関するこ
と。

イ・ロ (略)

四〃八 (略)

(市街地建築課の所掌事務)

第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〃五 (略)

六 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区整備組合、再開発会
社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社が施
行する市街地再開発事業(都市計画において定められた重要な公共
施設の整備を伴うもの及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて
行うものを除く。)の助成及び監督に関すること。

七 (略)